

令和 7 年 4 月 8 日

保護者 様

津山市立新野小学校

校長 河本 尚

新野小学校での基本的なルールについて(お知らせ)

陽春の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育につきまして、御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて本校では、児童が安全・安心に学ぶことができる学校、保護者の皆様から信頼される学校をめざして、不祥事防止や情報管理等について下記のように校内ルールを定め、教職員のサービスの厳正に努めています。保護者の皆様にも御理解、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

(1) 児童の個人情報の取り扱いについて

- ・児童の個人情報(電話番号・家庭環境等)は、保護者の方に家庭調査票へ明記していただき、学校のファイルで一括して管理する。
- ・保護者の電話番号は、他の保護者・児童には知らせない。やむを得ず知らせる必要がある場合は、許諾を得る。

(2) 児童・保護者への連絡方法について

- ・学校からの児童・保護者連絡は、学校の固定電話を使用し、携帯やライン等で私的な連絡は取り合わない。
- ・学校からの緊急連絡は、『まなびポケット』を使用する。※地区連絡網は作成しない。
- ・児童の校内携帯電話持ち込みは禁止とする。やむを得ず必要な場合は、申請書を提出していただき、校長の許可を得る。登校後は職員室に預け、下校時に受け取る。

(3) 児童への個別指導、保護者対応について

- ・原則、複数で対応する。状況により、1人で対応した場合、後で相互に連絡を取り合い情報を共有する。

(4) 児童を車で送る場合について

- ・教職員は自家用車による児童の送迎はできないので、緊急の場合は保護者の迎えをお願いする。
しかし、保護者のお迎えが無理で緊急に病院等に連れて行く場合は、タクシーを利用する場合もある。

(5) 集金など現金の取り扱いについて

- ・令和 6 年度より、給食費・学級費は口座引き落としとし、現金は扱わない。
- ・習字道具など、特別に集金する必要がある場合は、児童から手渡しで受け取り、その場で金額を確認する。
- ・現金は学校に保管せず、金融機関に預け通帳で管理する。もしくは、速やかに業者へ支払う。

(6) 職員のスマートフォン等の使用

- ・職員は緊急時、校外学習時を除き、校内でスマートフォンを使わない。

(7) その他

- ・津山市内の学校は、『岡山県敷地内全面禁煙実施施設』に指定されています。敷地内禁煙に御協力ください。